寺田　典城　秋田県秋田市手形山中町二―三七　参議院議員比例代表　○　平成二十二年七月十一日

中西　健治　神奈川県横浜市中区山下町二七　参議院議員神奈川県選挙区選挙　○　平成二十二年七月十一日

松田　公太　東京都港区赤坂九―七―四　参議院議員東京都選挙区選挙　○　平成二十二年七月十一日

江口　克彦　大阪府枚方市東香里三―一三―一五　参議院議員比例代表　○　平成二十二年七月十一日

(ろ)　得票総数
平成二十一年八月三十日執行総選挙　小選挙区選挙　六、一五、二四四票
比例代表選挙　三、〇〇五、一九九票
平成二十二年七月十一日執行通常選挙　比例代表選挙　七、九四三、六四九・三六九票
選挙区選挙　五、九七七、三九一・四八五票

(は)　支部の数　一五四　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　一五四

(に)　政党が組織された年月日又は政治資金規正法第三条第一項各号に規定する政治団体となった年月日　平成二十一年八月八日

(ほ)　政治資金規正法第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の年月日　平成二十一年九月八日

(へ)　政党助成法第六条第一項の規定による直近の届出年月日　平成二十二年八月四日

○文部科学省告示第四十二号

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）第十三条第三項の規定に基づき、国立大学法人会計基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十八日　文部科学大臣　髙木　義明

国立大学法人会計基準の一部を改正する告示

国立大学法人会計基準（平成十六年文部科学省告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第12の2(1)中「第93」を「第97」に、「第103」を「第107」に改め、2(4)中「第91」を「第95」に改め、2(8)中「第80」を「第81」に改める。

第15中(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

(11)　資産除去債務。ただし、流動負債として計上されるものを除く。

第16中(9)を(19)とし、(7)の次に次のように加える。

(18)　資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの

第24(2)中「第83」を「第84」に改め、第24(3)中「第84」を「第85」に改め、第24(4)中「第85」を「第86」に改め、(6)の次に次のように加える。

(7)　「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第117(3)イ中「特定関連会社」を「関係会社」に改め、第117を第121とする。

第116を第120とする。

第115中「第75」を「第76」に改め、第115を第119とする。

第114を第118とし、第109から第113までを4ずつ繰り下げる。

第108の1中「法人税等調整額及び」を「法人税等調整額を加減して、少数株主損益調整前当期純利益を表示する。これに、」に改め、第108を第112とする。

第107を第111とし、第96から第106までを4ずつ繰り下げる。

第95中「特定関連会社」を「関係会社」に改め、第95を第99とする。

第94を第98とし、第91から第93までを4ずつ繰り下げる。

第90を第92とし、第92の次に次のように加える。

第93　土地の譲渡に伴う資本金の減少に係る会計処理

国立大学法人等は、準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地を譲渡したときは、当該譲渡した財産に係る部分として文部科学大臣が定める金額については、当該国立大学法人等に対する政府からの出資はなかったものとし、当該国立大学法人等は、その額により資本金を減少するものとする。

第94　土地の譲渡取引に係る会計処理

1　準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合には、当該譲渡取引により生じた譲渡差額を損益計算上の損益には計上せず、資本剰余金を減額又は増額するものとする。

2　準用通則法第48条第1項本文に規定する重要な財産のうち、国立大学法人法第7条第3項又は附則第9条第2項の規定により政府から出資された土地に係る譲渡取引で、当該譲渡取引により生じた収入額から独立行政法人国立大学財務・経営センターへの納付額を差し引いた額を資本的支出に充てた場合において、譲渡取引に要した費用（国立大学法人法第7条第4項の文部科学大臣が定める基準により、独立行政法人国立大学財務・経営センターが負担する費用を除く。以下同じ。）については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。

第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理

国立大学法人等が保有する有形固定資産に係る資産除去債務に対応する除去費用等（「第36　資産除去債務に係る会計処理」において定める資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額をいう。以下同じ。）のうち、当該費用に対応すべき収益の獲得が予定されていないものとして特定された除去費用等については、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額するものとする。

第86を第87とし、第79から第85を1ずつ繰り下げる。

第78中「第83」を「第84」に改め、第78を第79とする。

第77を第78とし、第76を第77とする。

第75(1)中「第83」を「第84」に改め、「会計処理」の次に「及び「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」」を加え、(24)を(25)とし、(11)から(23)までを1ずつ繰り下げ、(10)の次に次のように加える。

(11)　資産除去債務の明細

第75を第76とし、第74を第75とする。

第73中Ⅲを Ⅳとし、Ⅳから Ⅱまでを2ずつ繰り下げ、Ⅱの次に次のように加える。

Ⅳ　損益外利息費用相当額　ＸＸＸ

Ⅴ　損益外除売却差額相当額　ＸＸＸ

第73を第74とする。

第72の1中「、損益外減損損失相当額」の次に「、損益外利息費用相当額、損益外除売却差額相当額」を加え、第72を第73とする。

第71を第72とし、第66から第70までを1ずつ繰り下げる。

第65中「金銭出資による支出　－ＸＸＸ」の次に「資産除去債務の履行による支出　－ＸＸＸ」を加え、第65を第66とする。